

令和6年3月7日

関係機関 各位

東京出入国在留管理局総務課長 高 竿 正 人

東京出入国在留管理局松戸出張所の担当地域変更について（お知らせ）
平素から出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
下記のとおり、当局松戸出張所における担当地域の変更についてお知らせいたします。

記

1 対象官署

東京出入国在留管理局松戸出張所

2 変更日

令和6年4月1日から

3 変更内容

上記1の出張所においては、現在「千葉県、茨城県」を住所地等とする外国人の在留関係諸申請及び在留資格認定証明書交付申請を対象として業務を行っているところ、令和6年4月1日から担当地域を拡大し、現在の担当地域に加え、「東京都荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区」を住所地等とする外国人についても、同申請の対象とすることとしました。同日以降、「千葉県、茨城県、東京都荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区」を住所地等とする外国人については、松戸出張所において申請いただくことが可能です。

なお、今回追加となった担当地域以外の都内各区を住所地等とする外国人については、松戸出張所で申請することができませんので、引き続き、東京出入国在留管理局（本局）における申請や、オンラインによる申請をお願いしているところです。

4 本件に関する問合せ先

(1) 業務関連

東京出入国在留管理局審査管理部門 0570-034259（部署番号 210）

東京出入国在留管理局松戸出張所 047-701-5472

(2) 広報関連

東京出入国在留管理局総務課広報係 0570-034259（部署番号 110）

添付物

東京出入国在留管理局松戸出張所担当地域変更に係るチラシ

1部

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく
東京出入国在留管理局

まつどしゅつちようじよ
松戸出張所

たんとうちいき
の担当地域に **2024年4月1日**から

とうきょうと
東京都 あらかわく あだちく
荒川区・足立区・

かつしかく えどがわく
葛飾区・江戸川区

ついか
が追加されます！

【～2024.3.31】変更前

在留関係諸申請、
在留資格認定証明書交付申請

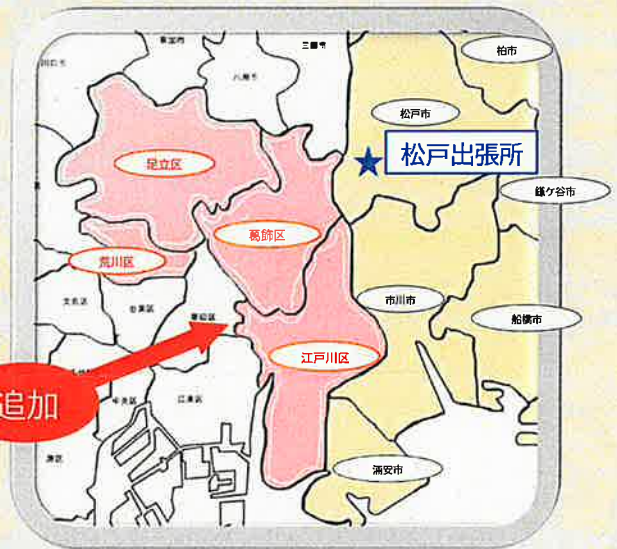
千葉県、茨城県



【2024.4.1～】変更後

在留関係諸申請、
在留資格認定証明書交付申請

千葉県、茨城県、
東京都**荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区**



※2024年3月29日までにを行った申請については、同年4月1日以降も、原則として申請した入管官署での結果の受取になりますので、ご注意ください。

※荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区以外の都内各市区町村は追加対象外となりますので、引き続き、担当地域となっている東京出入国在留管理局本局（品川庁舎）又は立川出張所において申請をお願いいたします。

※窓口受付時間：9時～16時（土日祝日を除く）。

<問合せ先（業務関係）>

東京出入国在留管理局 松戸出張所 (〒271-0092 千葉県松戸市松戸1307-1 ｷﾝﾐﾆﾔﾄﾞ 8階) 047-701-5472
審査管理部門 (〒108-8255 東京都港区港南5-5-30) 0570-034259 (部署番号210)

<問合せ先（広報関係）>

東京出入国在留管理局 総務課広報係 (〒108-8255 東京都港区港南5-5-30) 0570-034259 (部署番号110)